

# 福岡市認可外保育施設児童支援事業実施要綱

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、福岡市内の認可外保育施設に入所する児童の健全育成のため、児童支援事業を実施するに当たって必要な事項を定める。

### (定 義)

第2条 この要綱で「認可外保育施設」とは、福岡市内に所在し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する業務を目的とする施設で、法第35条第4項の規定による認可を受けていないものをいう。

第3条 この要綱で「乳幼児」とは、福岡市内に居住し、法第4条第1号及び第2号に規定する者をいう。

第4条 この要綱で「施設長等」とは、認可外保育施設の設置者、施設長及び認可外保育施設を運営する法人その他の団体の代表者をいう。

2 この要綱で「常勤職員」とは、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員をいう。

第5条 この要綱で「児童支援事業」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 児童健康管理支援事業
- (2) 職員健康管理支援事業
- (3) 保育従事者等研修事業

### (事業の範囲)

第6条 児童支援事業は、全て予算の範囲内で行うものとする。

## 第2章 児童健康管理支援事業

### (児童健康管理支援事業)

第7条 児童健康管理支援事業とは次に掲げるものをいう。

- (1) 認可外保育施設に対し、嘱託医の設置に係る費用を補助するもの
- (2) 認可外保育施設に対し、児童の歯科健康診査に係る費用を補助するもの
- (3) 認可外保育施設に対し、4歳以上の児童の尿検査に係る費用を補助するもの

### (対象施設)

第8条 児童健康管理支援事業は、次の各号を全て満たす認可外保育施設を対象とする。

- (1) 申請日現在において福岡市内に居住している乳幼児を1人以上保育している施設

- (2) 3か月以上継続して保育業務を行っている施設
- (3) 1年以上継続した運営が見込まれる施設
- (4) 福岡市以外の法人その他の団体から、本事業と同種の補助を受けていない施設

(対象児童)

第9条 本事業は、概ね日日継続する1か月以上の契約によって、認可外保育施設に入所している乳幼児を対象とする。

(嘱託医の職務内容)

第10条 施設長等が嘱託医に委嘱する職務内容は、別に定めるものとする。

(歯科健康診査)

第11条 歯科健康診査の結果は施設長等が保護者へ通知するものとする。

(尿検査)

第12条 尿検査は2次検査まで実施し、その結果は施設長等が保護者へ通知するものとする。

(児童健康管理支援事業補助金)

第13条 市長は、施設長等に対し、嘱託医の設置に係る費用を別に定める基準額を上限として、別に定める交付基準により児童健康管理支援事業補助金を交付する。なお、補助額は消費税を含み、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 市長は、施設長等に対し、歯科健康診査、尿検査の実施に係る総費用と別に定める基準額のいずれか低廉な額を上限として、児童健康管理支援事業補助金を交付する。なお、補助額は消費税を含み、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(申請手続)

第14条 当該補助金の交付を受けようとする施設長等は、市長に対し別に定める期日までに、認可外保育施設児童支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 保育施設状況書（様式第2号）
- (2) 認可外保育施設の規約等

(決定及び通知)

第15条 市長は、前条の申請を受理した場合は、対象施設の要件について必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金交付の可否を決定し、認可外保育施設児童支援事業補助金交付決定書（様式第3号）により、施設長等に速やかに通知を行う。

(嘱託医の設置及び検査業者との契約)

第16条 施設長等は、前条の決定を受けた後は、速やかに嘱託医を設置し、歯科健康診査について歯科医師と、尿検査について業者と契約を結ぶものとする。

(経過報告及び実績報告)

- 第17条 第14条の申請を行った施設長等は、別に定める期日までに、認可外保育施設児童支援事業経過報告書(様式第4号)に必要書類を添えて経過報告を行うものとする。
- 2 第14条の申請を行った施設長等は、別に定める期日までに、認可外保育施設児童支援事業実績報告書(様式第5号)に必要書類を添えて実績報告を行うものとする。

(補助額の確定等)

- 第18条 市長は経過報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を算出し、交付する。
- 2 市長は実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、認可外保育施設児童支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により、施設長等に速やかに通知を行い、補助金を交付する。

(施設長等の責務)

- 第19条 施設長等は、健康診断等の結果を把握し、児童の保健衛生の向上に努めなければならない。

### 第3章 職員健康管理支援事業

(職員健康管理支援事業)

- 第20条 職員健康管理支援事業とは次に掲げるものをいう。
- (1) 認可外保育施設に対し、保育業務又は調理業務等に従事する者の健康診断に係る費用を補助するもの
- (2) 認可外保育施設に対し、保育業務又は調理業務等に従事する者の検便に係る費用を補助するもの

(対象施設)

- 第21条 本事業は、次の各号を全て満たす認可外保育施設を対象とする。
- (1) 申請日現在において福岡市内に居住している乳幼児を1人以上保育している施設
- (2) 3か月以上継続して保育業務を行っている施設
- (3) 1年以上継続した運営が見込まれる施設
- (4) 福岡市以外の法人その他の団体から、本事業と同種の補助を受けていない施設

(対象職員)

- 第22条 本事業は、対象施設で保育業務又は調理業務等に従事している常勤職員を対象とする。

(受診項目)

- 第23条 健康診断における受診項目は、概ね労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第44条に規定する項目とする。ただし、次に掲げるものは必ず受診しなければならない。

(1) 胸部エックス線検査及び喀痰（かくたん）検査

(ただし、喀痰検査については、医師が必要でないと認める場合は、省略することができる。)

(職員の検便)

第24条 本事業の対象となる調理員は、業者との契約により概ね月1回、調理員以外の職員は、業者との契約により概ね年2回検便を実施するものとし、検査項目は次に掲げるものとする。なお、検査の結果は施設長等が職員に通知するものとする。

(1) 検便（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌等）

(職員健康管理支援事業補助金)

第25条 市長は、施設長等に対し、職員の健康診断及び検便に係る総費用と別に定める基準額のいずれか低廉な額を上限として、職員健康管理支援事業補助金を交付する。なお、補助額は消費税を含み、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 当該補助金の交付を受けた施設長等は、健康診断経費を負担した者に適正にこれを支給しなければならない。

(申請手続)

第26条 当該補助金の交付を受けようとする施設長等は、市長に対し別に定める期日までに、認可外保育施設児童支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 保育施設状況書（様式第2号）

(2) 認可外保育施設の規約等

(3) 補助対象となる職員の雇用契約書の写等

(4) 当該施設において調理を実施していることを明らかにする書類（献立表等）

(決定及び通知)

第27条 市長は、前条の申請を受理した場合は、対象施設の要件について必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金交付の可否を決定し、認可外保育施設児童支援事業補助金交付決定書（様式第3号）により、施設長等に速やかに通知を行う。

(健康診断及び検査業者との契約)

第28条 施設長等は、前条の決定を受けた後は、職員に健康診断の受診を促し、検便については速やかに業者と契約を結ぶものとする。

(経過報告実績報告)

第29条 第26条の申請を行った施設長等は、別に定める期日までに、認可外保育施設児童支援事業経過報告書（様式第4号）に必要書類を添えて経過報告を行うものとする。

2 第26条の申請を行った施設長等は、別に定める期日までに、認可外保育施設児童支援事業実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて実績報告を行うものとする。

(補助額の確定等)

第30条 市長は経過報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を算出し、交付する。

2 市長は実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、認可外保育施設児童支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により、施設長等に速やかに通知を行い、補助金を交付する。

(施設長等の責務)

第31条 施設長等は、健康診断等の結果を把握し、職員の保健衛生の向上に努めなければならない。

## 第4章 保育従事者等研修事業

(保育従事者等研修事業)

第32条 保育従事者等研修事業とは、認可外保育施設において、保育業務又は調理業務等に従事する者が、本市が指定する研修に参加した場合に、当該職員代替雇用費等研修参加に係る費用の一部を補助するもの。

(対象研修)

第33条 本事業の対象となる研修は、本市が実施する研修のうち、各年度ごとに市長が指定する研修とする。

(対象施設)

第34条 本事業は、認可外保育施設設置届又は、届出対象外の報告を市長に提出している認可外保育施設を対象とする。ただし、福岡市以外の法人その他の団体から、本事業と同種の補助を受けている施設を除く。

(対象者)

第35条 本事業における本市が指定する研修への参加対象者は、対象施設で保育業務又は調理業務等に従事している者とする。

(保育従事者等研修事業補助金)

第36条 市長は、施設長等に対し、本市の指定する研修に対象者が参加した場合、当該職員代替雇用費等研修参加に係る費用の一部を別に定める交付基準により保育従事者等研修事業補助金を交付する。

(申請手続)

第37条 当該補助金の交付を受けようとする施設長等は、市長に対し別に定める期日までに、保育従事者等研修事業補助金交付申請書（様式第8号）に認可外保育施設の規約等を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、正当な理由により前項の期日以降に当該補助金の交付申請を行おうとする施設長等は、市長に対し別に定める期日までに前項の書類を提出しなけ

ればならない。

(決定及び通知)

第38条 市長は、前条の申請を受理した場合は、対象施設の要件について必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金交付の可否を決定し、保育従事者等研修事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により、施設長等に速やかに通知を行う。

(実績報告)

第39条 第37条第1項又は第2項の申請を行った施設長等は、別に定める期日までに、保育従事者等研修事業実績報告書（様式第10号）により実績報告を行うものとする。

(補助額の確定等)

第40条 市長は実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、保育従事者等研修事業補助金確定通知書（様式第11号）により、施設長等に速やかに通知を行い、補助金を交付する。

(施設長等の責務)

第41条 施設長等は、入所している児童の健全育成のため、職員の資質の向上に努めなければならない。

## 第5章 その他

(調査)

第42条 市長は、必要があると認めたときは、職員をして、申請を行いまたは各事業の適用を受けた施設長等の施設に立ち入らせ、帳簿その他の物件の検査もしくは関係者への質問を行わせることができるものとする。

2 施設長等が、正当な理由なしに前項に掲げる調査を拒んだ場合は、申請を却下し、又は既に市長が行った決定を取り消すものとする。

(申請内容の変更)

第43条 施設長等は、第15条及び27条の規定による認可外保育施設児童支援事業補助金交付決定書の通知を受けた後、実施する事業内容等を変更するときには、速やかに認可外保育施設児童支援事業補助金変更交付申請書（様式13号）により、市長に申請しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更は除くものとする。

(決定及び通知)

第44条 市長は、前条の申請を受理した場合は、対象施設の要件について必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金変更交付の可否を決定し、認可外保育施設児童支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第14号）により、施設長等に速やかに通知を行う。

(申請の取下げ)

第45条 第14条、第26条又は第37条の規定による当該補助金の交付の申請をした者は、それぞれ第15条、第27条又は第38条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、様式第7号により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(取消等)

第46条 市長は、各事業の決定を受けた施設長等が、この要綱の規定に違反したときは、実施を決定した事業の全部もしくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されているときは、返還期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第47条 施設長等は、各事業における関係書類を整備し、当該施設において適切な方法でこれを保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第48条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした施設長等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、各事業の適用を受けた施設長等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に關し警察への照会確認を行うため、申請を行いまたは各事業の適用を受けた施設長等に対し当該施設長等（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(福岡市補助金交付規則の適用)

第49条 この要綱による補助金の交付について本要綱に定めのない事項については、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号）の規定による。

(委任)

第50条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が定める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成15年8月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。ただし、第17条第1項及び第29条第1項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

(平成15年度事業の実施に関する特例措置)

- 2 平成15年度事業の実施に係る第14条第1項の規定の適用となる対象施設は、平成15年4月30日以前に第8条の各号を全て満たしていた施設とする。
- 3 第14条第2項の規定にかかわらず、平成15年度事業の実施に係る同項の適用については、「前項の期日以降に当該補助金の交付申請を行おうとする施設長等は、市長に対し別に定める期日までに前項の書類を提出しなければならない。」とあるのは「平成15年5月1日以後に第8条の各号を全て満たした施設で、当該補助金の交付申請を行おうとする施設長等は、市長に対し別に定める期日までに前項の書類を提出しなければならない。」とする。
- 4 平成15年度事業の実施に係る第26条第1項の規定の適用となる対象施設は、平成15年4月30日以前に第21条の各号を全て満たしていた施設とする。
- 5 第26条第2項の規定にかかわらず、平成15年度事業の実施に係る同項の適用については、「前項の期日以降に当該補助金の交付申請を行おうとする施設長等は、市長に対し別に定める期日までに前項の書類を提出しなければならない。」とあるのは「平成15年5月1日以後に第21条の各号を全て満たした施設で、当該補助金の交付申請を行おうとする施設長等は、市長に対し別に定める期日までに前項の書類を提出しなければならない。」とする。

## 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。